



新型コロナウイルス感染拡大と ドーピングコントロール



山口県薬剤師会
理事 田坂 照彦

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのスポーツイベントが開催できず、また日常のトレーニングも参加者や場所等が制限され十分な活動ができない状況が続いています。

アンチ・ドーピング活動につきましても、ドーピングコントロールの信頼性を失いかねない状況にあります。5月17日の朝日新聞に、世界反ドーピング機関(WADA)が新型コロナウイルスの感染が広まる中でも、反ドーピング活動を推し進める方針を確認したが世界中の検査は停滞したままで、東京五輪・パラリンピックでクリーンな大会を実施するには高いハードルが残るとの記事がありました。

ドーピングは、スポーツの基本理念に反し、競技者の健康に有害で社会悪であることから禁止されています。競技力を向上させ得る物質又は薬物の使用を隠蔽する物質がドーピング禁止物質に指定され、常時使用が禁止される物質と競技会時のみ禁止される物質とがあります。常時使用が禁止されている物質を使用していないかを検査するため、検査員は抜き打ちで選手の自宅やトレーニング場所を訪問して検査します。しかし、感染拡大による移動制限で検査員が選手の居場所にたどり着くのが大変で、仮に検査できても、選手や検査員の「接触」で感染拡大のリスクを背負うことになるため、検査実施数が減少しているのではと予想されます。

ただし、一定期間検査ができなくても、過去に採取した検体と検査再開後の尿や血液データなどの数値を比較して不自然な変動が見つかれば違反を発見できることもあります。また、検体は10年間保存されるため、機械や技術の進歩で、後になって違反を見つけることも可能です。薬を服用する際は禁止物質ではないかを必ず確認して下さい。

自由な活動ができない日が続きますが、感染拡大防止に配慮し、時間を大切に、体力維持に努め、今後の活動に必ず役立つという信念を持ち、困難を乗り越えていきましょう！！



[参考文献] 朝日新聞 (2020.5.17)